

インフルエンザ出席停止の期間について

『発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで』と定められています。

最低でも休養が必要な日にち						発症から5日経過した後	
発症日※1 0日目	発症日 1日目	発症日 2日目	発症日 3日目	発症日 4日目	発症日 5日目	発症日 6日目	発症日 7日目
休 発熱	休 解熱	休 解熱1日目	休 解熱2日目	休	休	登校可能	
休 発熱	休 発熱	休 解熱	休 解熱1日目	休 解熱2日目	休	登校可能	
休 発熱	休 発熱	休 発熱	休 解熱	休 解熱1日目	休 解熱2日目	登校可能	
休 発熱	休 発熱	休 発熱	休 発熱	休 解熱	休 解熱1日目	休※2 解熱2日目	登校可能

※1 発症日とは、インフルエンザと疑わしい症状が出た日のことです。

※2 発症してから5日経過しても解熱しない場合は、解熱後2日を経過するまで登校できません。

解熱した日によって登校可能日が延長していきます。